

事 務 連 絡  
令 和 3 年 3 月 1 1 日

各 { 都道府県  
指定都市  
中核市 } 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う特定障害者  
特別給付費等に係る食費等の基準費用額の見直しに係る受  
給者証の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき厚く  
御礼申し上げます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、特定障害者特別給付費  
及び特定入所障害児食費等給付費（以下「特定障害者特別給付費等」とい  
う。）に係る食費等の基準費用額の見直しを行う予定です。

これに関し、受給者証の取扱い及びご留意いただきたい点について、以  
下のとおりといたしましたので、ご了知の上、管内市町村への周知等にご  
配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 記

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、本年4月から特定障害  
者特別給付費等に係る食費等の基準費用額が53,500円から54,000円に改  
定する予定である。

現在、改定前の基準費用額（53,500円）を基に算定された特定障害者  
特別給付費等の額（以下「改定前補足給付費額」という。）が受給者証に  
記載されているが、令和3年3月31日以前に発行した受給者証について  
は、必ずしも同日までに再交付等する必要はなく、発行済みの受給者証に  
記載された改定前補足給付費額を改定後の基準費用額（54,000円）を基  
に算定された特定障害者特別給付費の額（以下「改定後補足給付費額」と  
いう。）に読み替えて対応して差し支えない。このことについて、施設等  
での利用者負担額受領時に混乱が生じないように、指定障害者支援施設等及  
び指定障害児入所施設等並びに利用者に対し、十分周知いただきたい。

なお、令和3年4月1日以降に交付する受給者証については、改定後補足給付費額を記載して発行する必要があるのでご留意いただきたい。

また、国保連合会での的確な審査支払のため、4月分のサービス利用にかかる受給者異動連絡票情報を改定後補足給付費額に修正のうえ、国保連合会へ送付することについて、各市町村に周知いただきたい。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課企画法令係

E-mail : [hourei-shougaiaa@mhlw.go.jp](mailto:hourei-shougaiaa@mhlw.go.jp)